

3～5歳児の「小規模保育事業」のに係る意見聴取について

1 3～5歳児の「小規模保育事業」創設の趣旨

国において、子ども・子育て支援法等の改正が行われ、これまで0～2歳児に限られていた小規模保育事業について、3～5歳児を対象とする新たな小規模保育所の設置が可能となる制度改正が行われました。

この改正の背景には、「3歳の壁」と言われる転園負担の解消、多様な保育ニーズへの対応、過疎地域や中小規模自治体における受け皿確保などが挙げられております。

2 制度改正の内容

今回の法改正により、

- ・ 3～5歳児のみを対象とする小規模保育所の創設が可能
- ・ 小規模保育所の特徴である「少人数保育」を維持しつつ、3～5歳児の保育環境の選択肢拡大
- ・ 0～2歳児施設の「卒園後の転園」を必ずしも伴わない、継続的な保育環境の整備が可能となりました。

3 施行日 令和8年4月1日

4 その他 関係条例の改正は令和9年4月を予定(児童福祉法、子ども子育て支援法で条例制定について規定。1年間の経過措置有)

保育施設区分一覧

区 分	対象児	定 員	根拠法令	美幌町
① 保育所(認可)	0～5歳児	20人以上	児童福祉法	町立保育園
② 認定こども園	0～5歳児		認定こども園法	藤幼稚園 大谷幼稚園
③ 小規模保育事業 A型、B型、C型	0～2歳児	6～19名	子ども子育て支援法	なし
④ 家庭的保育事業	0～2歳児	5人以下		なし
⑤ 認可外保育園	0～5歳児	—	児童福祉法	ひまわり保育園 どんぐり保育所

※③小規模保育事業のA型は保育士配置割合が100%、B型は75%以上、C型は研修修了者

5 町の考え方

現時点で小規模保育事業所新設についての申請・相談はなく、本町としましては、申請があった場合には改めて皆様のご意見を伺い、個別に検討したいと考えておりますが、現時点におきましては、次の点から、積極的な導入は難しいと考えております。

- ① 町内の3～5歳児数は減少傾向にあり、全体の保育需要が縮小していること。
- ② 既存の認定こども園や保育施設で、地域の保育ニーズへの対応が可能であること。
- ③ 新たに施設を設置した場合、本町全体の保育施設の経営状況が悪化するおそれがあること。
- ④ 少人数施設の運営には人材配置・コスト負担が大きく、効率的な運営が難しいこと。